

《論 文》

J.ベンサムの National Charity Company 構想

—— 功利・慈善・教育 ——

小 松 佳代子

I. 課題設定

本稿は、ベンサムの救貧対策構想である全国慈善会社（National Charity Company／以下 N.C.C.と略記）を検討することによって、ベンサムの思想における社会統治と教育との関係を見定めることを目的とする。

18世紀末のイギリスにおいて、救貧費が顕著に増大し、いかに救貧費を下げるかが大きな問題になっていたことについては、すでに多くの救貧法史研究が明らかにしている^①。この救貧をめぐる議論の中から大衆教育の議論も導き出されてくる。堀尾輝久は、これを「救貧（貧困の結果の救済）から教化（貧困の原因を減らす、ないし、貧困にたえさせる）への変化」と捉え、この論理をマルサスおよびベンサムの思想の中に見出している^②。堀尾のこの定式化に対しては、1834年新救貧法に則した批判もなされているが^③、18世紀末の80年代90年代において、救貧費や犯罪率の増大という状況を前にして、慈善のあり方そのものが問いただされ、その中から無知で放縱な貧民を思慮深く自己規制できる市民へといかに教育するかが重要な問題として浮かび上がってきたのは確かである。救貧問題への新しい対応の思想的バックボーンとしてベンサムをはじめとする功利主義思想があったことも指摘されている^④。

そしてこのことは、「経済理論においては、スミスよりも徹底した「レッセ・フェール」の主張者であった」^⑤ベンサムが、いかなる形で

社会統治の問題を考えていたかという、ベンサムの思想研究上の問題も提起している。すなまち、「19世紀イギリス行政革命論争」^⑥が端的に示しているように、ベンサムの思想には、個人の自由を擁護する側面と国家による統治を根拠づける側面が並存している。だが、この両側面がどのように並存しているかが問題である。スミスをはじめとする政治経済学者たちが、経済領域では「レッセ・フェール」の原則を標榜しながら、政治的領域においては国家的統制を求めるという矛盾（アレヴィイが「利益の自然的一致」と「利益の人為的一致」の間に見た矛盾^⑦）に着目する立場からすれば、教育は、産業資本主義の発展とともにあらわになる階級分裂や社会問題への対処として、統治のための「手段」として成立したと理解される^⑧。それゆえにこそ、堀尾はこのような国家ないし公的機関の介入が肯定される大衆教育を近代教育の私事性原則の例外と位置づけたわけだが^⑨、近代的統治は、政治的領域における国家統制に限定されるものではなく、むしろ経済領域での「レッセ・フェール」原則において作動しているところにこそ、その特質がある^⑩。「権力の行使を、他者の行動に対する行動の様式(a mode of action upon the actions of others)として規定するとき、さらにこれらの行動を、他の人間によるある人間の統治——語のもっとも広い意味で——として性格づけるとき、自由という一つの重大な契機が導入される。権力が行使されるのは、ただ自由な主体に対してだけであり、主体

が自由であるそのかぎりにおいてである」¹¹⁾。このような、個人の自由を契機とした統治とはいいかなるものか。後に見るように、全国慈善会社の構想は、救貧問題を私的経営体に委ねようとしたものである¹²⁾。それゆえ、この構想を検討することは、ベンサムの思想において、経済的自由主義と社会の統治とがどのような関係のもとに置かれていたかを明らかにすることになる。

一方、救貧対策であるはずのN.C.C.の構想は、先行研究において、下層の子どもを対象にした「教育案」だと位置づけられている¹³⁾。また、N.C.C.の構想は、ベンサムの学校構想である『クレストマティア』と結びつけられ、この救貧プランにこそクレストマティア学校構想の始点があると言われたり¹⁴⁾、「パノプティコンと『クレストマティア』、そして貧民管理を改良する図式は、教育理論に対してベンサムが特別な寄与を果たした主要な推進力を表象している」¹⁵⁾と言われたりもする。ベンサムのこの構想を検討することは、近代的統治の中でいかに救貧問題が教育問題へとシフトしていくかを描き出すことにもなるだろう。

II. 構想の概要

1795年終わり頃からベンサムは、救貧問題に関心を向けるようになる¹⁶⁾。ベンサムの救貧問題に関する著述は、1795年から1798年に限られている。なぜベンサムがこの時期以降、救貧問題について沈黙するかについては先行研究において議論の対象とされているが¹⁷⁾、ここではそれはさておき、ベンサムが貧民対策として打ち出したN.C.C.の構想を検討することによって、クレストマティア学校も含むさまざまな施設経営に関するベンサムの基本的なスタンスを確認しておきたい。

全国慈善会社という名称が示しているように、ベンサムが考えていたのは、一つの権威、一つの基金によって、イングランドとウェールズのすべての勤労院(Industry-houses)を統括する一

大組織である。しかもそれは、公的な機関としてではなく、一つの合資会社(Joint-stock Company)として構想され、モデルとされていったのは、イングランド銀行や東インド会社である[369]¹⁸⁾。東インド会社と同様、土地保有者から選ばれた理事会によって運営され、私的な寄付金によって集められた4～6万ポンドの資本と、救貧税に相当する政府からの補助金によって、その運営が行われる¹⁹⁾。

ベンサムが目指したのは、私的救貧事業を全国規模で統一的に行うというものである。救貧を私的事業として、意欲のある者にその事業を請け負わせることができると、そうすることで、政府によっては決して与えられないような正直で効果的なマネジメントがなされると考えていたからである²⁰⁾。政府ができるのは、せいぜいN.C.C.の働きをチェックすることくらいである²¹⁾。さらに、エリザベス救貧法以来、救貧行政は教区単位で行われてきたのに対し、ベンサムは全国の勤労院を同一のプランによって運営することを構想する。National Charity Companyという名称の“National”であることの意味は、“Local”な救貧事業への批判としてあるのである。それは、バーミュエラーが言うように、貧民収容施設のネットワークという一つのシステムを作ることであり、ベンサムがたびたび用いるチェーンのイメージがここにも表れている²²⁾。

ベンサムは、イングランドとウェールズに2000人収容の勤労院を250カ所に建てる構想していた[374]が、個々の勤労院は完全なる私的経営体であり、N.C.C.と契約を交わして運営される。それは、勤労院経営者の動機づけにおいて、このような請負制度(contract system)が最も効果的だと考えたからである。ベンサムは経営者への動機づけとして、「義務と利益とを結びつける原理(Duty and Interest junction principle)」というのを打ち出している。「あらゆる場合において、彼が自らの義務として守るべきふるまいを守ることが彼の利益になるようにすること」(傍点原文イタリック・以下

同様)[380]である。経営者が果たすべき義務とは二つあって、「彼の監督下にある者に対しては、人道(humanity)へと還元できるようなものであり、彼の契約主(すなわち会社[N.C.C.のこと])に対しては、経済性(economy)に還元できるようなものである」(角括弧内引用者・以下同様) [380]。個々の勤労院は、収容者の労働の結果得られる利益によって自足した形で経営が行われるのであり、それゆえに収容者の生命や健康を守る人道的な措置は、勤労院の働き手の健康を守るという意味で必要なのである。他方、そのように勤労院の全ての損失および利益について、経営者が責任を負うことによって、N.C.C.にとっての経済性は確保されるのである。

だがそうだとするなら、働けない収容者への処遇がひどいものになる可能性は常にあるわけで、それを防止するためにベンサムは、個々の勤労院の運営状況について、法や世論がチェックできるような「公開性(publicity)」を重視している。「公開性は、経営者の利益と彼の義務における人道的領域との統合を強める方向において、道徳的動機づけの力をはたらかせるには最も効果的な手段である」[380]。それゆえ、ベンサムは「あらゆる人や物が、一瞬にして見ることができ、手の届くところに置かれる」[393]ような、帳簿をつけること(book-keeping)の重要性を強調する。「ここで提案されているような規模の救貧院システムにおいては、しっかりと帳簿をつけること (good book-keeping) が、良い管理(good management)が行われるかどうかの要である」[391]。帳簿とは単に、金銭的なものだけでなく、勤労院の収容者とその処遇についてのあらゆる側面にわたってのものである。「帳簿のシステムは、あらゆる点における管理システムの歴史以上でも以下でもない」と述べるベンサムは、収容者の健康・快適さ・勤勉さ・道徳性・規律(discipline), そして金銭上の節約について、一目瞭然となるような帳簿をつけるべきだとしている²³⁾。この帳簿は、単に外部からのチェックのためだけではない。全国250カ所の勤労院がほとんど同じプランに

基づいて経営されることを構想していたベンサムは、それぞれの勤労院がこのような帳簿を公開することによって、個々の勤労院の管理状況を比較することができるとしている。「したがって、個々の項目に関して、個々の地域の施設における管理は、普通の体制のもとにある孤立した何らかの施設が得られるよりも250倍の高さで完成へ向かうチャンスが得られる」[392]。

個々の勤労院はこのように、私的経営体であるのだが、そこに収容される人々の勤労への動機づけも、まったく同様に経済的な利害に貫かれたものである。ベンサムは、収容者への動機づけとして、次の6つの原理を挙げている。(1)自己解放(*Self-liberation*)の原理。(2)まず労働する原理(*Earn-first principle*)。(3)出来高払い(*Piece-work, or proportionable-pay*)の原理。(4)報償を与え、競争を活性化する原理。(5)名誉を報償として与える(*Honorary-reward*)原理。(6)分業の原理[383-4]。このうち(5)は、「特に未成年に適用されるもの」[384]となっているので、後のV節で扱うことにして、そのほかの5つについて内容を見ておきたい。(1)は、「勤労院に入ってその経費を労働で支払ったとき以外は、救済しない」[383]という原理である。これは、1760年代以降拡延されつつあった院外救済²⁴⁾への批判であり、また、ベンサムの一連の救貧問題に関する著述自体が、院外救済を拡大しようとしたウィリアム・ピットの法案に反応して書かれたものであるということは、先行研究で指摘されていることである²⁵⁾。院外救済を廃止し、しかも救貧にかかる費用を収容者の労働によって賄うということが、私的経営体としての勤労院が成り立つ前提であるのだが、それとともに、この原理は、収容者一人一人もまた、個々の勤労院と同様の原理に基づいて動かされるべきだということを示している。すなわち、(1)の自己解放の原理によれば、よりよく働けば働くほど早く勤労院から出られるし、働きが少なければそれだけ長くいなければいけない。ただ、それだけではずっと勤労院に居続けようとする怠惰な者には効果がないので、

(2)の原理が組み合わされることになる。「まず労働する原理」とは、まず労働によってその対価を稼がない限り、何の食事も与えられないという原理である。(1)と(2)の二つの原理によって、収容者の怠惰を防ぎつつ、さらに、(3)(4)のような出来高払いや報償によって、収容者の勤労意欲を動機づけていこうとした。また、(6)の分業の原理は、以上のような賞罰を与えるためには、個々の労働単位を小さくして誰がその仕事をしているかが明確になっていなければならぬということである。

このように、収容者一人一人が、自らの利害に動機づけられて、勤労するシステムをベンサムは考えていた。それが、私的経営体としての個々の勤労院と同様のものとベンサムが考えていたことは、次のような言辞を見れば明らかである。「この〔収容者の動機づけについての〕セクションで述べられる諸原理は……義務と利益とを結びつける原理を多様に適用したものに過ぎない」[383]。個々の勤労院経営者への動機づけと全く同じ原理が、個々の収容者にも適用されるのである。

ベンサムの構想していた救貧システムとは、N.C.C.－個々の勤労院－収容者個々人という構造の中で、それぞれのレベルにおいて、自らの利益を最大限追求することが目指され、そして個々の利益追求の働きによって、この救貧システム全体がうまく機能していくような仕組みである。まさに、「個別化を行なうと同時に全体主義的で」²⁶⁾であるようなシステムである。

このようなシステムであるN.C.C.の構想が下層の子どもを対象にした「教育案」と位置づけられたり、クレストマティア学校構想の始点だと言われたりするのは、どういうことか。この点を次に見ておきたい。

III. 教育機関としての勤労院

N.C.C.が「教育案」であるというのは、ベンサムがこの構想を推進するにあたって、未成年の労働力を重視していたからである。「徒弟と

いう資格において、未成年の労働力は、彼らがずっといるという点から見ても、適切な教育を受ける適性があるという点から見ても、この会社の利益追求に関する編成の主要な基盤を作り上げるものである」[390]。未成年の労働力とはいっても、ベンサムが大きな期待を寄せるのは、彼が「生来の(indigenous)」あるいは「ほとんど生来の(quasi-indigenous)」労働力と呼ぶ、勤労院で生まれたか、ごく幼いうちに入所した子どもたちである。それに対して、「入り出したりする労働力(coming-and-going stock)」は、「世間というものの様子を実際以上に良く言うことによって、解放へのあこがれを引き起こす」[373]ので、「生来の」労働力とは分離されなければならないとしている。だが、生来の者だけでなく、ベンサムは、「成人するまで会社に年季奉公するという条件でないかぎり、通常徒弟契約を結べるような年齢に達した貧民は救済しない」[385]という原理によって、未成年の労働力を確保しようとした。

このようにベンサムが未成年の労働力に期待したのは、前節で見たように個々の勤労院が私的経営体であることに大きく関連している。貧民は勤労院での労働を通じた再教育によって自己利益を追求できるようになり、救貧にかかった費用を労働によって弁済できれば勤労院から解放される。それはつまり、この救貧計画のシステムがうまくいけばいくほど、勤労院では労働力が不足することを意味する。収容者の労働によって経営を行う個々の勤労院にとって、労働力不足は経営体そのものの存立に関わる問題となる²⁷⁾。勤労院において安定した労働力を確保するために、N.C.C.と徒弟契約を結んだ未成年の働き手が重要になってくるのである。それゆえ、ベンサムの救貧プランにおいては、このような徒弟の待遇が重要なポイントとなり、それについて多くのことが述べられることになる。

ベンサムは、勤労院での生活が院外での生活よりも劣っているべきだとする、いわゆる「劣等待遇の原則(less eligible principle)」の立場に立ち、勤労院での食事や衣類などについて「生

命と健康の点での必要性」を唯一の基準として徹底的な節約を図る[387-9]。特に食事について、肉と野菜をどのような割合で組み合わせればもっとも利益があるか、あるいは量や質はどうくらい与えれば良いかなどの「実験」が「生來の」徒弟を対象に行われる²⁸⁾。このような徹底した節約にもかかわらず、ベンサムは、勤労院にいる子どもたちの待遇が、院外の子どもよりも良いと述べている。「教育(Education)という事項のもとでは、管理原理や雇用などについて述べた章における主題に関するものも含むが、そのような重要な事項のもとでは、概ね以下のような計画が明らかにされてきた。すなわち、N.C.C.の被後見人の状態は、自活している貧民の子どもたちよりも、そして最も高い給料を得ている階級の子どもたちよりさえ明らかに望ましい状況が約束されているということである」[422]。そして、このように「N.C.C.の徒弟の状態が、あらゆる点において、すなわち、生きながらえる可能性、健康、良きふるまい、そして将来の生活の保証などの点において、院外の仲間やさらに上層の子どもたちよりも望ましいということが明らかになれば」、「思慮深い親は同様の利益を得ようとして自分の子どもたちを送り込んでくる気になる」とさえ述べている[422]。

なぜ勤労院の中の方が、院外の子どもたちよりも望ましいと言えるのか。ベンサムは、「会社の幼児たち(the Company's infants)は、私の家族の幼児たちに比べて大きな利点——最も裕福な者たちに比べてさえ、ましてや困窮している者たちよりはずっと——を持っている」[391]として、以下のような8つの利点を挙げている。
 ①専門的訓練を受けた医療者がいる。
 ②絶えず医療的配慮をしてもらえる。
 ③いつも専業の保育者がいる。
 ④適度な運動がなされる。
 ⑤改良を目的とした実験システム。
 ⑥無知や偏見や気まぐれに左右されることのない、原理に統治された統一的で体系的な配慮。
 ⑦最良の子育て様式。
 ⑧子どもの死亡率を下げるための配慮。この8つである。要するに、ベンサムは専

門的な知識に基づいた専門家による子育てシステムを勤労院において実現しようとしていたのである。

しかしそうだとしても、子どもが親から引き離されて「自然の愛情を奪われるという不利益」があるのでないかという反対論に対して、それは利点でさえあるとして以下のように反論している。「自然の親 (natural parent)は、子どもの利益とは別の、しばしば対立さえするような自らの利益を持っているものだ。それに対して、指名された父(the appointed Father)はそのような対立する利益というようなものは持っていない。………親の愛は、特に粗野で無教育な場合、気まぐれに曇らされるが、………指名された父の洗練された精神はそのような不平等から間違なく逃れていると期待できる。………自然の父(Natural Fathers)というものはさまざまな性格の者がいる。思慮深い場合もあるが、投げやりな場合もあり、また優しく愛情に満ちている場合もあるが、荒々しく残酷であることもある。指名された父は一人であり、一つの性格である。しかもそれはその目的のために選ばれた性格である………」²⁹⁾。ベンサムはこのように延々と「自然の父」と「指名された父」とを比較している。自然の父は、粗野な場合もあり、またその統治は恣意的で、しかも他人の目に触れない閉鎖性を持っているため、子どもがひどい扱いを受けていてもわからない。それに対して、「指名された父」は洗練された精神をもち、きちんと目的に沿った性格を備えていて、しかもその管理の様子は公開され、監督を受ける。「指名された父」とは、勤労院の管理組織³⁰⁾から考えると、教師 (School Master)を指しているかに見える。しかし、ベンサム自身、「通常の生活における生徒のふるまいに対する教師の影響力など、この会社が後見する者たちに与える影響力に比べたら、何ほどのものでもない」[395]と述べているように、N.C.C.は徒弟にとって、「教師、親、雇い主という力を集中させている」³¹⁾存在であり、「教育の最初から最後まで（この国では21年間），教育の領域が個人の時間のす

べてを包み込む」[395]のような、収容施設の性質から言っても、この「指名された父」とは、何らかの役割を持った人物を指すというよりは、N.C.C.とその傘下にある勤労院の管理システムそのものを指していると考えるべきだろう。

ベンサムは、人間自然に全く信頼を置いていない。それゆえ自然の性向の弱さを代補するために、法による人々の行為の方向づけが考えられたわけだが³²⁾、ここでもまた、自然の親が教育する資質には全く信頼が置かれず、それに取って代わって、救貧を目的とした管理システムそのものによって子どもの教育が行われることが目指されている。だがこれは、子どもの教育を満足にできない貧民の親に取って代わるということだけを意味していたわけではない。先に見たように、ベンサムは、上層の親たちも勤労院での生活から得られる利益を求めて子どもを送り込んでくることを期待していたのであり、ベンサムはまた、この構想における貧民の教育を「国民教育 (national education) の一大システムを作り上げる機会」であり、それゆえに「全体としての社会のモデル」と見なしていたという³³⁾。N.C.C.における教育のあり方が、国民教育システムになるとはどういうことだろうか。

V. 国民教育システムとしての全国慈善会社

ベンサムが貧民の教育を重視するのは、何よりもまず、この社会を構成している多数者が貧困だということを前提としている。人口の20分の19が貧困者 (the poor)だとするベンサムは、前節で見たように、通常の教師－生徒関係などとはその影響力において比ぶべくもない N.C.C. の管理システムによって、直接的に貧困者のふるまいを方向づけようとする。「ここで提起されている状況では、貧困者のふるまいは、金持ちが模範を示したり、偶然コミュニケーションしたりして与える疎遠で当てにならない影響に依存するものではなく、直接的で恒常的な形成力 (plastic power) に依存するだろう」[395]。このような意味における教育とは、何らかの知識の

伝達などを意味するのではなく、ふるまいや性格、まさに生き方そのものの改変を内実とするようなものである。それはベンサムの次のような言辞に明瞭に表れている。「教育の適切な目的は、人生の目的、つまり幸福(wellbeing)以外の何物でもない」³⁴⁾[395]。

しかし、このような多数者としての貧困者を収容する施設として N.C.C. が構想されたわけではない。ベンサムは、貧困(poverty)と困窮(indigence)を明確に区別していて、貧困とは自らの労働によって生活の糧を得なければならない人の状態のこと、それゆえほとんど全ての人の状態が貧困ということになる。他方、困窮とは、「働けないか、または労働によっても、必要とするだけの経費を獲得できない」状態を指す³⁵⁾。N.C.C. が対象とするのは、当然このような困窮の状態にある人々ということになる。だとすると、N.C.C. が多数の貧困者的人格形成をするという叙述と矛盾することになる。

だがベンサムにとっては、それは矛盾でも何でもなかった。ここにも未成年の徒弟がこの構想にとって鍵となっていることが大きく関わっている。すなわち、N.C.C. が対象とする成人は、貧困者ではなく自らの労働によっては生活できない困窮者である。だが、見てきたように、N.C.C. は、勤労院で生まれた子どもや幼いうちに入所した子どもを21歳の成人になるまで徒弟として雇うわけである。困窮状態にある大人は自活できるようになれば出でていくが、徒弟は21歳まで出られない。それゆえ当然、ベンサムが考えていたこのシステムがうまく運用されればされるほど、勤労院においては徒弟が多数者となってくる³⁶⁾。ベンサムは、このシステムがうまくいけば、21年後には勤労院生まれの者が他の全てのグループを合算したのと同数になるという計算をしている。当初2000人収容の勤労院250カ所に建てる計画が、そうすると倍になり、収容者の総数は100万人になる。ベンサムは当時のイングランドとウェールズの人口を900万としていたので、其時見た場合でも9人に一人は N.C.C. 傘下の勤労院の収容者というこ

となる。通時的に見れば、この数がもっと多くなることは明らかである。このように多数の者が勤労院への入所経験者であり、しかもそのうちの大多数が、未成年時から勤労院で教育された者であるという社会をベンサムは夢想していたわけである。N.C.C.の構想は、単なる救貧対策ではなく、勤労院生まれの子どもの教育を基軸にして社会全体を統治していくような構想であったのである³⁷⁾。

V. 全国慈善会社からクレストマティア学校へ

『クレストマティア』の長い副題「中流および上流階級の生活に役立つよう高等な学習諸領域にまで新しい教育システムを拡大するためにクレストマティア通学学校またはクレストマティア学校という名前で創立しようとする機関の構想についての説明文集」が示しているように、ベンサムの構想するクレストマティア学校は、中・上流階級のための学校である。それゆえ、N.C.C.構想における個々の勤労院が、見てきたような教育機関と言えるとしても、クレストマティア学校の構想の始点がここにあるということは、すぐに理解できるものではない。確かにクレストマティア学校も一つの私的経営体として運営されようとしていた。ベンサムはクレストマティア学校の資金運用について次のように考えている。一口10ポンドの出資金を集め、出資者には5%の利益が出るようにする。最低4ポンド最高8ポンドの授業料として集められた資金は、必要経費の支払いに充てた後の余剰金を政府発行の有価証券(Government Securities)に投資して、出資額に応じて出資者に償還するための減債基金(sinking fund)として貯える。積立金が償還可能になったらすぐに、10%の分割払いに償還していく³⁸⁾。また、受け入れられた基金およびその処置(disposition)について、決算書を毎年またはそれ以上頻繁にロンドンの日刊紙に公開するということも考えられていた³⁹⁾。このように、クレストマティア学校もまた、一つの合資会社として経営されよう

としていたのだが、N.C.C.との相同性は、それだけにとどまらない。

クレストマティア学校の管理原理における重要な二つの柱であるパノプティコンとモニトリアル・システム⁴⁰⁾が、N.C.C.傘下の勤労院の管理においても、同様に重要な役割を果たしている。ベンサムは、勤労院の建物について、収容者の健康や道徳性、あるいは規律といった点で完全なものとしようとなれば、「新しいそして単純な原理——すなわち中央監視の(*central inspection*)原理によって統治された建築プラン」が必要だと述べている[375]⁴¹⁾。パノプティコンは一定の人数を収容するあらゆる施設に適用可能な原理であるが、ベンサムがその実現に向けて資金集めをし、議会の援助を求めたという意味において⁴²⁾、監獄とそしてこの救貧システムは、ベンサムにとってパノプティコン原理の実用形態として重要なものであったと思われる。また実際、パノプティコン原理に対する最初の関心は、監獄建設のためではなく、救貧施設建設の文脈から現れたとも言われる⁴³⁾。パノプティコン原理に基づく監獄と救貧院という二つの構想は、1811年に議会の委員会に提出されるが拒否される⁴⁴⁾。後にベンサム自身が、この二つの領域を並べてパノプティコンが実現しなかったことを嘆いている⁴⁵⁾ことに表れているように、本稿で検討してきた「貧民の管理改良論の概要」(Outline of a Work Entitled Pauper Management Improved)は、『パノプティコン』の「いわば姉妹編」⁴⁶⁾なのである。

しかしN.C.C.の構想は、単にパノプティコン原理を救貧に適用したというだけにとどまらず、前項で見たように、その規模の点から見ても監獄とは違い、社会全体の統治モデルを示したものであった⁴⁷⁾。その基軸に徒弟の教育があったことは見てきた通りである。ところで、この徒弟の教育はどのように行われるのか⁴⁸⁾。子ども自身が他の子どもに教える「仲間による教授(Fellow-instruction)の原理」をベンサムは採用する。後にモニトリアル・システムとして知られるようになる、相互教授法である⁴⁹⁾。そ

の利点をベンサムは、以下の 6 つの点に見ていく。①経費の節約。②畏れという印象や強制という考えが取り除かれるために生徒の側の快適さが増大する。③教師と生徒の考え方方が近いので、積極性が生まれ、進歩が加速される。④教師の側は、優秀さを示せて命令ができるという快楽によって快適さが増大する。⑤単に学んで得た知識よりも教えて得た知識の方が完璧であるため、教師の側の進歩が加速される。⑥かつての徒弟を施設の高い地位の仕事につけることによって、生来の徒弟を昇進させる原理を適用する準備をすること[385]。

第Ⅱ節で見た収容者の動機づけのうち「特に未成年に適用される」「名誉を報償として与える原理」もまた、モニトリアル・システムの競争原理とまったく同様のものである。すなわち、座席や公的見せ物で優秀性を示したり、上位のクラスに上げたり、また着ているもので卓越化したりすることである⁵⁰⁾。このようにお金をいっさいかけずに、学習への動機づけをすることは、まったくモニトリアル・システムの実践原理と同じである。

こうして少ない経費で徒弟を教育することが可能になる。しかし、経費の節約だけが目的だったのでない。相互教授法の利点として挙げたうちの⑥の「生来の徒弟を昇進させる原理」が示しているように、ベンサムはこうして育て上げた徒弟を各施設の運営に当たらせることを考えていた。「その組織が運営されて十分な時間が経ち、教育という点において適切な基礎が築かれれば、その職員は(おそらく教戒師は別だが) 施設以外からは選ばれない。つまり、徒弟のストックから選ばれる」[385]。このようすれば、徒弟自身には希望や励ましになるし、N.C.C.側にとっては、適切な教育・性格・経験を持った適材を確実に得られる上、給料の節約にもなるという利点がある。ベンサムが考えていたのは、生まれた時から施設の中で目的的に育て上げた徒弟がまた、その施設を運営していくという自足した一つの社会である。しかも、そのように施設を運営できるまでに育て上げた

徒弟が、前項で見たように、施設の外においても増えてくることをベンサムは計算していたわけで、そうなると、社会全体が N.C.C. 化してしまうことになる。その意味で、確かに「集産主義的」なシステムである。

だが、見てきたように、ベンサムのこの構想は、個々の私的経営体としての勤労院の自由な経済活動と、その下での貧民一人一人の利益追求の営みによって、社会全体の統治が貫徹する仕組みである。重要なのは、その仕組みが運用されていくためには、成長途上の集団(rising generation)をいかに教育していくかがピボットになっている点である。つまり、そのような利益追求主体として徒弟を形成することによって、このシステム全体、ひいては社会の統治全体がうまく機能することが可能になるのである。このように、ベンサムの社会統治論は子どもの教育を基軸として成り立っていると言ってもよい。そしてそれは逆に、ベンサムにとって子どもの教育について考えることは、その先に社会の統治が見通されていることを意味している。ベンサムの教育思想はこのように、社会統治論と密接な連関の下にあるのである。

【付記】本稿は、本学経済学部月例学術研究会(2001年 6月26日)での報告をもとにしています。発表する機会を与えてくださった学術研究委員会と当日参加してくださった方々に感謝いたします。

注

- 1) さしあたり、Webb, S.&B., *English Poor Law History*, Part I, Cass, 1963, Slack, P., *The English Poor Law, 1531–1782*, Cambridge U.P., 1995, モーリス・ブルース『福祉国家への歩み－イギリスの辿った途－』法政大学出版局1984など参照。
- 2) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店1971, 23–29頁
- 3) 川田昇『イギリス親権法史－新救貧法政策の展

- 開を軸にしてー』一粒社1997, 154頁
- 4) Andrew, D.T., *Philanthropy and Police : London Charity in the Eighteenth Century*, Princeton U.P., 1989, p.183
- 5) 堀尾 前掲書28頁
- 6) 1833年の教育国庫補助金や1839年の枢密院教育委員会の設置など、一連の教育制度改革も含め、イギリスでは19世紀の第二、第三四半世紀に、さまざまな中央行政機関が創設され、地方行政や民間団体への行政的介入が行われるようになる。こうした「行政あるいは統治革命 (administrative or governmental revolution)」を引き起こす動因として、ベンサム主義がどの程度の役割を果たしたかが論じられ、またそれとの関連で、ベンサムの思想をどう評価するか(自由主義的か、権威主義的か)をめぐって1950年代末以来行政史家の間で行われた論争である。行政革命論争については、井上洋「十九世紀イギリス行政革命」論争に関する一考察(一)(二)」(名古屋大学『法政論集』第93号・第94号, 1982・1983), 岡田与好「自由放任主義と社会改革ー十九世紀行政革命」論争に寄せてー」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第27巻第4号1976), 澤田庸三「19世紀イギリスの中央・地方関係の成立過程に関する一視点についてーベンサム主義者とE.チャドウイックの関係を手掛かりにー」(『年報行政研究』25, 1990)などを参照。
- 7) Halévy, E., *The Growth of Philosophic Radicalism*, trans. by Morris, M., Faber & Faber, 1929, rep. 1949, pp.88-107
- 8) B.サイモン『イギリス教育史 I』亜紀書房1977, 156-162頁
- 9) 堀尾 前掲書23-24頁
- 10) フーコーは、よき統治を「経済的統治(economic government)」と呼んだケネー(François Quesnay)に対して、次のように述べている。「このような概念はトートロジカルなものとなる。というのも、統治術とは、経済という形式において、経済というモデルに従って権力を行使する技術そのものだからである」(Foucault, M., Governmentality, in ; Burchell, G. et al. ed., *The Foucault Effect*, The University of Chicago Press, 1991, p.92)。ただし堀尾も、功利主義者の思想において、教育への国家介入論が「自由放任」思想の中に、その前提として位置づけられていた」(傍点原文)ことを指摘している(同上27-29頁)。また、松塚俊三は、19世紀のイギリス社会について、ボランタリズムと国家介入は「同根の異花ともいいうべきもの」であり、それゆえ、ベンサム主義者に代表される急進的な中産階級が主張した「ナショナル・エデュケーション」は「ステイト・エデュケーション」とは似て非なるものであった」と指摘している(『歴史のなかの教師ー近代イギリスの国家と民衆文化ー』山川出版社2001, 92-94頁)。
- 11) Foucault, The Subject and Power, in ; Dreyfus, H.L. & Rabinow, P., ed., *Michel Foucault : Beyond Structuralism and Hermeneutics*, 2nd. ed., The Univ. of Chicago Press, 1982, p.221, 山形頼洋・鷺田清一ほか訳『ミシェル・フーコーー構造主義と解釈学を超えてー』筑摩書房1996, 301頁。
- 12) この点については、永井義雄『自由と調和を求めてーベンサム時代の政治・経済思想ー』ミネルヴァ書房2000, 57頁、および重森臣広「ベンサムの救貧事業論ーその営利化と規律主義をめぐってー」中央大学法学会『法学新報』第197巻第3・4号2000参照。
- 13) オドーネル, M.G., 『古典派政治経済学の教育思想』晃洋書房1993, 68頁
- 14) Poynter, J.R., *Society and Pauperism : English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, Routledge & Kegan Paul, 1969, p.137
- 15) Taylor, B., A Note in Response to Itzkin's "Bentham's Chrestomathia : Utilitarian Legacy to English Education", *Journal of the History of Ideas*, Vol.XLIII, No.2, 1982, p.313, ただし、ティラーの場合、クレストマティアは「中産階級が統治に際して正当な役割を果たせるようになる知識と技能を与える」のに対し、監獄と救貧院は、「社会の大多数を占める下層階級に独立

- して生計を立てられるようにする有用な技能を教える」場と位置づけられ、両者を結びつけつつも区別している(*ibid.*, p.311)。
- 16) Bahmueller, C.F., *The National Charity Company : Jeremy Bentham's Silent Revolution*, Univ. of California Press, 1981, p.1, Quinn, M., Jeremy Bentham on the Relief of Indigence : An Exercise in Applied Philosophy, *Utilitas*, Vol.6, No.1, 1994, p.82
- 17) ポインターは、「ベンサムが彼の救貧プランを後に放棄したかどうかを決めるのは容易ではない」と述べている。1830年にベンサムが自らの救貧プランに郷愁を示していることからみても、ベンサムは決してそれを放棄したわけではないとしながらも、「なぜ彼の貧民問題についての著述は、ほとんどまったく1795年から1798年に限られているのか」という疑問を提出している(Poynter, *op.cit.*, pp.142–143)。ポインターの説明は、ベンサムが政治経済学の別の問題に熱中し始めたからだというのだが、それに対して、ボラレヴィは、人口問題に対するベンサムの著作がその解答を与えてくれるとしている。ベンサムは、人口の増大が当時の主要な問題であるというマルサスの見解を受け入れていたが、その解決策として道徳的禁欲を説くマルサスに対して、彼は産児制限のみならず、同性愛やあらゆる性的奇行を含めた「不妊の性欲(unprolific appetites)」を考えていた。それゆえ、ベンサムが救貧行政についての実践的な提案をやめたのは、この問題を論じようとすれば、性的自由についての彼の意見を入れざるを得ず、それは、産児制限の主張でさえスキヤンダラスな当時の状況において、とてもできることではなかったからだと論じている(Boralevi, L.C., *Bentham and the Oppressed*, Walter de Gruyter, 1984, pp. 106–108)。ベンサムの同性愛論については、土屋恵一郎『ベンサムという男一法と欲望のかたち一』青土社1993に「英語による最初の同性愛擁護論」という一章が設けられてわかりやすく解説されている。また、1785年頃ベンサムが書いた「男色」論の手稿をルイ・クロンプトンが翻刻したものが、やはり土屋によって翻訳されている(ジェレミー・ベンサム、ルイス・クロンプトン編「自己にそむく違反、男色」土屋恵一郎編『ホモセクシュアリティ』弘文堂1994)。
- 18) Bentham, J., Outline of a Work Entitled Pauper Management Improved, Bowring ed., *The Works of Jeremy Bentham*, Vol.VIII, Russsell & Russell, 1962, 本稿の[]内の数字は、この文献からの引用頁数である。
- 19) Himmelfarb, G., Bentham's Utopia : The National Charity Company, *The Journal of British Studies*, vol.10, No.1, 1970, p.83
- 20) Bahmueller, *op.cit.*, p.105, ただし、ベンサムは将来的には政府がこの事業を管理することを展望していた(Himmelfarb, *op.cit.*, p.84, Quinn, *op.cit.*, p.82)。課題設定で述べたように、ベンサムの思想において、自由主義と、国家による統治を求める主張が並存していることは、先行研究においてたびたび指摘されている。この矛盾は、教育への国家介入に即して見た場合、「一時的」国家介入によって自由放任の社会(市民社会)を完成することを目指していた(宮澤康人「ベンタミズムの「公教育」概念－その政治的背景－」『教育学研究』第28巻第1号1961, 38頁)と理解されている。だがむしろ、救貧事業に関するここでの議論においては、統治の貫徹のために一時的に民営化するという論理になっている。ベンサムは、国家の統治の形態そのものが変革されることを見通している。既存の政府による救貧事業は不正や非効率を招くものになるが、新たな統治の下では、国家介入が自由主義と矛盾することなく貫徹されるということをベンサムは展望していたのではないだろうか。
- 21) Roberts, W., Bentham's Poor Law Proposals, *Bentham Newsletter*, Vol.3, 1979, p.35
- 22) Bahmueller, *op.cit.*, pp.5–6
- 23) ベンサムは、「帳簿をつけることは、経済性(economy)にとって一つの道具であろうが、建築はもう一つの道具である」と述べている。後を見るように、ベンサムは個々の勤労院をパノプティコン・システムに基づいて建築しようと

考えていた[375]。パノプティコンにおける「緻密さと一度に見渡せる透明性(simultaneous transparency)」が、帳簿をつけるための個々の事実を見出すのを容易にすると考えていたからである[392-3]。それは、個々の収容者の行状を見通すだけでなく、個々の勤労院での管理のありようが、N.C.C.にとって、あるいは社会にとって透明になることを含んでいたと言えよう。ベンサムの思想において、このような意味での公開性とパノプティコンの透明性とが密接に結びついていたことについては、Gaonkar, D.P. & McCarthy Jr., R.J., Panopticism and Publicity : Bentham's Quest for Transparency, *Public Culture*, No.6, 1994

24) 例えは大澤真理『イギリス社会政策史－救貧法と福祉国家－』東京大学出版会1986, 52頁参照。

25) Quinn, *op.cit.*, p.82, Roberts, *op.cit.*, p.29, Himmelfarb, *op.cit.*, p.119

26) フーコー, M., 田村俊訳「全体的かつ個別的に－政治理性批判をめざして－」『現代思想』vol. 15, No.3, 1987, 77頁。これは、フーコーがボリスの特質を通して描き出した近代的統治のあり方である。重森臣広は、「ベンサムの全国慈善会社の構想は、収容型施設「勤労院」のみならず、ノーマルな社会空間の中で貧困と困窮の境界線を往復する不安定な独立生活者をも視野に入れていた点で social police の先駆と言える」と述べている(重森 前掲論文239頁)。重森は、social police を「社会管理(social control)」と関連づけているが、その内実がどのようなものかは明示していない。また重森は、ベンサムの救貧プランについて、「個人主義の原則を起点として集産主義的な組織化が提起されるという」「落差」を指摘している(同上251頁)が、まさに、「個人主義の原則を起点として集産主義的な組織化が提起される」ことこそが、近代的統治の姿なのである。

27) 既存の貧民院(poor-houses)では、このように永続的な労働力を確保できないことがその生産性にとって障害になっていることをベンサムは指摘している[390]。

28) 前述したように、1780年代から90年代頃には、犯罪予備軍である貧民の子どもに対して、処罰だけでは望ましい結果がえられないため、新たな救貧対策が見出されてくる。ドナ・アンデュリューはそれを「科学的方法(scientific method)」と呼び、その思想的バックボーンをベンサムに見ている(Andrew, *op.cit.*, p.183)。そして、この時期このような「科学的慈善」を強力に推し進めた団体として、貧民の生活改善協会(the Society for Bettering the Condition and Improving the Comforts of the Poor を挙げている(*ibid*, p.174)。生活改善協会については、拙稿(児美川佳代子)「近代大衆学校におけるモニトリアル・システムの意味－バーリントン・スクールから見えてくるもの－」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第36巻1996参照。

29) Bentham's manuscript, cited in Himmelfarb, *op.cit.*, p.110

30) 個々の勤労院は、院長以下、教戒師、医療責任者、教師、ガヴァネス、女教師、寮母すなわち婦長、オルガン係(Organist)、土地管理人、そして雇用を監督する職場主任(Foreman and Forewoman)によって管理されるという[386]。

31) Himmelfarb, *op.cit.*, p.103

32) このような法による個人の行為の方向づけを具体化したのが、ベンサムの「間接的立法論」である。間接的立法論については、拙稿(児美川佳代子)「J.ベンサムにおける統治術と教育術－『刑法の原理』第三部を中心として－」教育史学会『日本の教育史学』第37集1994参照。

33) Himmelfarb, *op.cit.*, p.105

34) 元来、この幸福(wellbeing)なるものを目的とするものこそ福祉であり、福祉と教育とは、そしてそれらと治安とは<ボリス>という領域において緊密に重なり合っていた(寺崎弘昭「福祉・教育・治安」花井信・三上和夫編著『教育の制度と社会』梓出版社2000)。そうであるならば、勤労院が教育機関であり、勤労院をネットワーク化したN.C.C.のシステムが社会全体を統治する国民教育制度として構想されたということは、何ら不思議なことではない。

- 35) Poynter, *op.cit.*, p.119
- 36) しかも徒弟たちは、非常に早い段階で結婚することが許されているばかりか、功利主義的計算から言えば、健康に害を及ぼさないかぎり、早い結婚の快樂が推奨されることになる。勤労院では、質素な食事が出され、雇用され、子どもを世話する体制も整っているわけだから、一般社会におけるような早い結婚に当たっての経済的不都合はない。結婚しても徒弟は厳格な管理体制に従属しているので、道徳的な不都合もない(Himmelfarb, *op.cit.*, pp.110 – 111)。これは、「生来の」徒弟をますます増加させることになるだろう。
- 37) バーミュエラーは、ベンサムがパノプティコン原理に基づくこの救貧院を“ユートピア”と呼んだことに着目し、「ベンサムは、理論と同じように賞罰システムが働くような工作模型としての社会(a miniature society)を生み出す段階に達した」と述べている(Bahmueller, *op.cit.*, p.206)。N.C.C.のような一つの会社組織が社会の工作模型となるという考えは、それほど突飛なものではなく、佐藤俊樹が論じているように、植民地であったマサチューセッツの公共制度は、「会社組織を母体にしてつくられた」という(『近代・組織・資本主義－日本と西欧における近代の地平－』ミネルヴァ書房1993, 83 – 85頁)。全く新しい社会の形成は、このように一つの組織を母体にする以外になかったのではないだろうか。N.C.C.が東インド会社をモデルにしていたことは前述したが、ベンサムはまた、勤労院を「内地の植民地(domestic colony)」と呼び、それは「外地の植民地を所有するのに伴う不利益なしに植民地によって得られるすべての利点をもたらす」ものと見ていた(Himmelfarb, *op.cit.*, p.120)。
- 38) Bentham, J., *Chrestomathia*, Smith, M.J. & Burston, W.H., ed., *The Collected Works of Jeremy Bentham*, Clarendon Press, 1993, p.129
- 39) *ibid.*, p.130
- 40) クレストマティア学校の管理原理については、拙稿(児美川佳代子)「J.ベンサム『クレストマティア学校』の構図(1)－パノプティコン原理による学校管理－」(東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室『研究室紀要』第18号1992)および「同(2)－モニトリアル・システムの適用－」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第25号1999)参照。
- 41) 個々の勤労院の建物は、正十二角形で監視のための「普遍的な透明性」を実現するために、鉄の枠にガラスをはめ込んだものが考えられていたという(Evans, R., *The Fabrication of Virtue : English Prison Architecture, 1750 – 1840*, Cambridge U.P., 1982, p.222)。
- 42) Poynter, *op.cit.*, p.141, ベンサムの救貧プラン実現に向けた運動において、彼の助手になったのが、カフーン(Patrick Colquhoun)である。
- 43) Bahmueller, *op.cit.*, p.67
- 44) ベンサムのN.C.C.の構想は、彼のほかの構想と同様、構想のままにとどまった。だが、全国均一待遇、劣等待遇、ワークハウスでの救済を柱とした1834年新救貧法は、明らかにベンサムのこの構想の影響下にある(川田 前掲書120頁)。新救貧法を準備した1834年王立委員会報告書の大半を執筆したのも、ベンサムの秘書であったチャドウィック(Edwin Chadwick)である。
- 45) Bowring, J., ed., *The Works of Jeremy Bentham*, Vol.XI, Russell & Russell, 1962, p.103
- 46) 重森 前掲論文238頁
- 47) ポインターは、ベンサムのこの構想は、「パノプティコン原理に基づく監獄をワークハウスに適用しただけのものとして始まったのだが、それは、全体としての社会改良の精緻な駆動力(elaborate engine for general social improvement)にまでなっている」と性格づけている(Poynter, *op.cit.*, p.108)。
- 48) ベンサムは古典語教育を苦痛が多く無益だと述べ、それに代わる「有用な勉強」を推奨する。その内容は、「博物学(natural history), 化学, 工学, 数学, 農業, 造園, 医学(獣医学のため), そして道徳」である(Himmelfarb, *op.cit.*, p.107)。また、道徳性を促進するために音楽も重視されている(*ibid.*, p.108)。

49)モニトリアル・システムの考案者であるベルの実践報告『教育の実験(*An Experiment in Education*)』が出版されるのは1797年であり、またもう一人の考案者であるランカスターがバラ・ロードでの学校教育を始めたのは、1798年である。一方ベンサムの「貧民の管理改良論の概要」は、1798年に*Annals of Agriculture*に連載されたものである。それゆえ、ベンサムがモニトリアル・システムの実践を取り入れたのではなく、むしろベンサムが構想していたことにはぴったりと当てはまる実践方法が相前後して出てきたと言うべきだろう。そもそも、生徒が他の生徒を教える相互教授法そのものは、ベル・ランカスターを端緒とするわけではなく、それ以前から試みられていた。ベンサムも『刑法の原理』において、パウレ騎士の孤児院での実践に言及している(Bentham, J., *Principles of Penal Law*, Bowring, J., ed., *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. I, Russell & Russell, 1962, p.570)。パウレ騎士は、ヨーロッパではじめて相互教授

法を試みた人物であるとされる(*Biographie universelle*)。また、ベルとランカスターの著作が出版され、両者のシステムが普及した段階でもそれは「モニトリアル・システム」とは呼ばれず、それぞれベルのシステムあるいはマドラス・システム、ランカスターのシステムあるいはブリティッシュ・システムと呼ばれた。それゆえ、「モニトリアル・システム」という呼称は、歴史的概念として用いることはできない。本稿では、現在ベルとランカスターの生徒同士による教育実践が総称されてこう呼ばれていることもあり、相互教授法を指す概念としてこの用語を用いる。

50)ここでベンサムはウェストミンスター校その他で行われているチャレンジング(challenging)と呼ばれる競争を参照している。ベンサムは自らの教育経験をまずは参照点として、これらの構想を書き進めていったと思われる。